

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について

国の非常勤職員においては、令和3年度までの間に、対象となる職員に勤勉手当が支給されていること、また、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、地方自治法が改正され、令和6年4月からパートタイムの会計年度任用職員に対して、勤勉手当の支給が可能となる。

本市としても地方自治法の改正の趣旨を踏まえ、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとし、実施案を作成したので次のとおりお示しする。

1. 支給対象

- ・ 会計年度任用職員のうち下記のすべてを満たす職員
 - ①当該年度の任期が6カ月以上ある職員
 - ②週の勤務時間が15時間30分以上ある職員（同一の職で15時間30分以上の勤務時間の設定がある15時間30分未満の職に就く職員を含む。）
 - ③職の特殊性や報酬等を考慮して勤勉手当を支給することを不適当とされた職員以外の職員

2. 人事評価

（1）評価方法

- ・ 現行どおり

（2）評価結果の反映

- ・ 相対評価結果がない本務職員の取扱いと同様、第3区分相当として支給を行う。
- ・ ただし、懲戒処分等があった場合は本務職員の取扱いと同様、第5区分相当として支給を行う。

3. 支給額

（1）算定方法

- ・ 勤勉手当＝基礎額×支給月数×支給割合

（2）支給月数（別紙参照）

- ・ 原資月数（条例の月数）
- ・ ただし、懲戒処分等があった場合の翌年度の支給月数は、本務職員の第5区分と同様の支給月数となる。

（3）支給割合

- ・ 本務職員と同様

4. その他

- ・ 勤勉手当の支給に伴い、期末手当の支給月数については本務職員と同様とする。（別紙参照）

5. 実施時期

- ・ 令和6年4月1日（令和6年6月期から実施）